

地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律の施行期日を定める政令案
参照条文

◎地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成二十二年十二月十日法律第七十二号）（抄）

附則

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次条の規定は、公布の日から施行する。